

石川県公報

平成 24 年 3 月 30 日 (金曜日)

号 外

(第 29 号)

目 次

<p>人事委員会 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を 改正する規則</p>	1	<p>平成十八年改正給与条例附則第七条の規定による給料 に関する規則の一部を改正する規則</p>	3
		<p>県の事務所に係る労働基準法による区分の一部改正</p>	3

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第三号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

第一条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（昭和三十一年石川県人事委員会規則第三号）の一番を次のように改正する。

別表第一研究職給料表の項中「農業総合研究所」を「農林総合研究所」に改める。

別表第一の表を

薬剤師	大学卒			5	3	別に定	別に定
		0	5	8		める	める
短大卒		2.5	5	3		別に定	別に定
	0	2.5	8	11		める	める

を

別表第一の表を

薬剤師	大学 6 卒		2	3	別に定	別に定
		0	2	5	める	める
大学卒		5	3		別に定	別に定
	0	5	8		める	める

とする。

別表第一の表を別表第一の表として置き、別表第一の表を別表第一とする。

2 薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条の規定により薬剤師となつた者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

3 環境衛生監視及び食品衛生監視の業務に従事する技術職員等に対するこの表の適用については、人事委員会が別に定める。

別表第一の表を別表第一の表として置き、「学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了」とし

(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了

(2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格

は獣医学とする。

別表第一の表を別表第一の表として置き、「学校教育法」と「薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条の規定により薬剤師となつた者又は学校教育法による大学の薬学科（修業年限6年のものに限る。）を卒業した薬剤師並びに同法」とする。

別表第七上の表を「

薬剤師	大学卒	2級1号給
-----	-----	-------

」を「

薬剤師	大学6卒	2級15号給
	大学卒	2級1号給

」に改め、回

表の備考中「別表第3中の表備考」を「別表第3の医療職給料表(二)級別資格基準表の備考第1項」に、「同表備考」を「同表備考第1項」に改める。

別表第七上の表備考を同表備考第1項とし、同表の備考に次の1項を加える。

- 2 この表の学歴免許等欄の適用については、別表第3の医療職給料表(二)級別資格基準表の備考第2項の規定を準用する。
- 3 環境衛生監視及び食品衛生監視の業務に従事する技術職員等に対するこの表の適用については、別表第3の医療職給料表(二)級別資格基準表の備考第3項の規定を準用する。

別表第十警察の部警察署の項中「

署長(寺井、鶴来、穴水、輪島、能登及び珠洲を除く。)

」を

「

署長(寺井、輪島及び珠洲を除く。)

」に、

「

署長(寺井、鶴来、穴水、輪島、能登及び珠洲に限る。)
副署長(金沢中及び金沢東に限る。)

」を

「

署長(寺井、輪島及び珠洲に限る。)
副署長(金沢中、金沢東及び白山に限る。)

」に、

「

副署長(金沢西、大聖寺、小松及び松任に限る。)

」を

「

副署長(金沢西、大聖寺及び小松に限る。)

」に、

「

副署長(金沢中、金沢東、金沢西、大聖寺、小松及び松任を除く。)

」を

「

副署長(金沢中、金沢東、金沢西、大聖寺、小松及び白山を除く。)

」に改め、回部警察学校の項中、

「

副校長
上席管理官

」を「

副校長

」に改める。

別表第十六中「

農業総合研究センター能登分場

 | 能登町 | 準特地」を

「

農林総合研究センター能登駐在所

 | 能登町 | 準特地」に、

穴水警察署皆月駐在所	輪島市	一級地	を	輪島警察署皆月駐在所	輪島市	一級地	に改める。
珠洲警察署折戸駐在所	珠洲市	一級地		珠洲警察署折戸駐在所	珠洲市	一級地	
珠洲警察署大谷駐在所	珠洲市	準特地		珠洲警察署大谷駐在所	珠洲市	準特地	
鶴来警察署白峰駐在所	白山市	一級地		珠洲警察署当目駐在所	能登町	準特地	
鶴来警察署尾口駐在所	白山市	一級地		白山警察署白峰駐在所	白山市	一級地	
羽咋警察署鹿頭駐在所	志賀町	一級地		白山警察署尾口駐在所	白山市	一級地	
羽咋警察署今田駐在所	志賀町	準特地		羽咋警察署鹿頭駐在所	志賀町	一級地	
能登警察署当目駐在所	能登町	準特地		羽咋警察署今田駐在所	志賀町	準特地	

第二条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を次のように改正する。

別表第十警察の部警察学校の項中「

管理官

」を「

事務長

」に改める。

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は公布の日から施行する。

平成十八年改正給与条例附則第七条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

石川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第四号

平成十八年改正給与条例附則第七条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成十八年改正給与条例附則第七条の規定による給料に関する規則(平成十八年石川県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「特定職員」を「複数事由該当職員」に、「の規定により給与が減せられて支給される職員にあつては」を「に規定する特定職員(以下「特定職員」といふ。)にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日。次項及び次条第一項において同じ。)以後」に改め、同条第二項中「特定職員」を「複数事由該当職員」に、「条例附則第二十五項の規定により給与が減せられて支給される職員にあつては」を「特定職員にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日以後」に改める。

第五条第一項中「条例附則第二十五項の規定により給与が減せられて支給される職員にあつては」を「特定職員にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日以後」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

石川県人事委員会告示第1号

県の事務所に係る労働基準法による区分(昭和46年石川県人事委員会告示第2号)の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から適用する。

平成24年3月30日

石川 県 人 事 委 員 会

別表知事の部第12号の項中「農業総合研究センター(砂丘地農業試験場及び能登分場を含み、中央普及支援センター及び病害虫防除室を除く。)、畜産総合センター(能登畜産センターを含む。)、林業試験場(石川ウッドセンターを含む。)」を「農林総合研究センター(砂丘地農業研究センター、畜産試験場、能登畜産センター、林業試験場及び石川ウッドセンターを含み、農業試験場中央普及支援センター及び農業試験場病害虫防除室を除く。)」に改め、同部別表第1各号に該当しない官公署の項中「農業総合研究センター(中央普及支援センター及び病害虫防除室)」を「農林総合研究センター(農業試験場中央普及支援センター及び農業試験場病害虫防除室)」に改める。

